

虐待の防止のための指針

社会福祉法人 ゆめさき会

(虐待の防止に関する基本的な考え方)

第1 当法人では、障害者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、障害者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、障害者虐待の防止とともに障害者虐待の早期発見・早期対応に努め、障害者虐待に該当する次の行為を行いません。

- ①身体的虐待： 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ②性的虐待： 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③心理的虐待： 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④放棄・放置： 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤経済的虐待： 障害者の財産を不当に処分すること。その他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止委員会その他法人内の組織に関する事項)

第2 当法人では、虐待防止のための対策を検討する「虐待防止委員会（以下、委員会）」を設置し、虐待防止責任者を施設長とする。「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための虐待防止担当者を虐待防止責任者が任命します。

2 身体拘束等適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の委員会と一体的に行う場合があります。

3 委員会の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

4 委員会は、必要な都度（年1回以上）開催します。

5 委員会の構成員

- ①虐待防止責任者 ②副施設長 ③管理者 ④サービス管理責任者 ⑤生活支援主任
- ⑥生活支援副主任 ⑦虐待防止担当者

6 構成員の役割

- ①招集者：虐待防止責任者 ②司会進行：虐待防止担当者 ③記録者：生活支援副主任

7 委員会は、次のような内容について実施するものとします。

- ① 職員倫理綱領を周知、行動規範の啓発。

- ② 虐待の防止のための職員研修の内容に関する協議。
 - ③ 虐待の早期発見等の取り組みについての協議。
 - ④ 虐待発生時の対応。
 - ⑤ 虐待発生時の原因分析から得られる再発防止策等の協議。
 - ⑥ その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。
- 8 虐待防止委員会は協議した結果を職員に周知する。

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第3 全職員を対象とした人権意識、知識や技術向上のための研修を実施し、虐待の防止を徹底します。

2 具体的には、次の内容を実施します。

- ・虐待防止や人権の意識向上
- ・障害特性に適した支援の知識と技術の獲得
- ・事例検討

3 実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

(虐待発生時の対応に関する基本方針)

第4 虐待等が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、虐待防止委員会を開き、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(法人内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針)

第5 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告し虐待防止委員会を開催し速やかに市町村へ通報の上、行政と連携して対応を進めます。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

2 担当者は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実確認を行い対応を進める。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

3 事実確認の結果、虐待が確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、改めて市町村の窓口等外部機関に相談します。

5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第6 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第7 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。

3 対応の流れは、上述の「第5 法人内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」に依るものとします。

4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第8 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当法人HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

(その他虐待の防止の適正化の推進のために必要な事項)

第9 第3に定める研修会のほか、県・市・社会福祉協議会や施設協会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和 4年 4月 1日より施行する。

別紙 1

厚生労働省 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（平成30年6月）

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）
性的虐待	<p>性的な行為やそれを強要すること（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。）。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する。
心理的虐待	<p>脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する。
放棄・放置	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身近の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する。
経済的虐待	<p>本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。